

木材加工用機械作業主任者技能講習実施要領

1 目的 労働安全衛生法に基づく木材加工用機械作業主任者に必要な知識と技能を習得させるものとする。

2 主催 盛岡市菜園一丁目3-6 農林会館 5階
林業木材製造業労働災害防止協会岩手県支部
電話 019-624-2141 Fax 019-652-1018
銀行口座 岩手銀行本店 普通 0434084

<登録教習機関としての登録内容>

登録を受けた労働局	岩手労働局
登録番号	48-695
登録年月日	平成16年3月31日
登録した技能講習	木材加工用機械作業主任者技能講習
登録更新年月日	令和6年3月31日
登録の有効期間の満了日	令和11年3月30日

3 日時

自 令和7年7月24日（木） 時間割は別紙のとおり
至 令和7年7月25日（金） //

4 場所

紫波郡矢巾町大字煙山第3地割560-11
岩手県林業技術センター 大講義室

5 講習科目及び時間

講習科目	範囲	講習時間
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、輸送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	6時間
作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業、環境の整備	2時間
作業の方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法、安全作業一般、作業標準	5時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	2時間
修了試験		1時間

6 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者（事業主の証明必要）
- (2) その他厚生労働大臣が定める者（労働安全衛生規則別表第6 木材加工用機械作業主任者技能講習の項 受講資格の欄第2号）とは、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。
- ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系木造枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者
- イ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち、同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系居住環境科インテリア科の力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系居住環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者
- ウ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料又は合板製造科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- エ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- オ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練もしくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含

む。) を修了した者。

カ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号。以下「53 年改正省令」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成 5 年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち 53 年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表 2 の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第 8 条第 1 項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第 2 の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料若しくは合板製造科の訓練を修了した者

7 申込方法

別紙申込書により開催日 1 週間前までに、写真（縦 3.0cm 横 2.5cm）を 2 枚（受講申込書用 1 枚・修了証用 1 枚）と本人確認できる運転免許証等の写しを添付のうえ郵送等（FAX 不可）で当支部に申込願います。定員 20 名。

なお、現住所（申込書記載住所）と運転免許証の住所が異なる場合は、住民票等住所の変更が確認できる資料も併せて添付願います。

受講料は、申込と同時に現金又は指定金融機関の振込で収納するものとします。

（なお、収納した受講料は、講習開始日 5 日前までに受講取消しの連絡がない場合は返金いたしません。）

8 受講料

一人 13,700 円（税込 内テキスト代 2,200 円含む）

（講習料：10,455 円、消費税 1,045 円 テキスト代：2,000 円、消費税 200 円）

但し、受講の一部免除を受ける

免除区分 I の該当者は 4,500 円

（講習料：2,091 円、消費税 209 円 テキスト代：2,000 円、消費税 200 円）

免除区分 II の該当者は 9,200 円

（講習料：6,364 円、消費税 636 円 テキスト代：2,000 円、消費税 200 円）

（振込口座）

口座番号 岩手銀行本店 普通 0434084

口座名義 林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部

9 講習科目の受講一部免除

木材加工用機械作業主任者技能講習規程第四条に該当する者にあっては、受講科目の一部免除ができます。該当者で一部免除を受ける方は、申込書に次表に該当する証の写しを必ず添付して下さい。

（なお、証の写しと原本の照合が必要ですので、講習会受付時までに技能講習実施管理者に原本を提示して下さい。）

規程第四条受講科目の一部免除

区分	受講の免除を受けることができる者	講習科目
I	<p>1 木材加工用機械作業主任者技能講習規程第1条 第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材料科の訓練（旧能力開発法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者（機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科、若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11条の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>作業の方法に関する知識</p>
II	林災防が、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第36条第1項の規程により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識

10 携行品

受講票（一部免除者で証の原本の確認がなされていない者は証の原本）・筆記用具・昼食等。受講票は、開催日のおよそ1週間前までに受講申込者に郵送します。

11 修了証

所定の講習時間を受講し、かつ修了試験に合格した者に対し修了証を交付します。

12 その他

- (1) 感染症拡大防止対策として、マスク着用にご協力をお願いいたします。マスクを着用しない方は会話を避け下さい。休憩時間に窓を開け換気を行いますのでご協力願います。
- (2) 毎日受付で、消毒液による手指の消毒、体調の確認、非接触型の体温計により体温を測定させていただきます。高熱の方は受講は遠慮いただきます。さらに、当日の朝、通常より高熱だったり、のどの痛み等体調不良の方は受講しないようお願いします。この際は、当支部まで必ず連絡願います。
- (3) 会場等施設内及び敷地内は全面禁煙となっております。
- (4) 岩手県林業技術センターのナンバー入りの駐車区画は、いわて林業アカデミー生徒の専用駐車場となっておりますので、その区画部分は駐車禁止です。
- (5) 感染症の今後の拡大状況や諸般の事情によっては、講習会自体を中止する場合がありますので、予めご了承願います。その時は受講予定者に早急に連絡します。
- (6) 領収証は、受講日当日にお渡しいたします。
- (7) 講習会に関する問い合わせは、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部（電話 019-624-2141）へお願いします。
- (8) 別紙に該当する場合は受講を見合せさせていただきますので、ご注意願います。

木材加工用機械作業主任者技能講習時間割

日 程	講 習 科 目	講習時間割	講習時間
1 日 目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	8:40~10:10	1 時間 30 分
	休 息	10:10~10:15	5 分
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	10:15~12:00	1 時間 45 分
	休 憩	12:00~12:45	45 分
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	12:45~14:00	1 時間 15 分
	休 息	14:00~14:05	5 分
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	14:05~15:35	1 時間 30 分
	休 息	15:35~15:40	5 分
	作業に係る機械、その安全装置等の保守、点検に関する知識	15:40~17:40	2 時間 00 分
	休 憩	17:40~18:00	20 分
2 日 目	作業の方法に関する知識	8:30~10:00	1 時間 30 分
	休 息	10:00~10:05	5 分
	作業の方法に関する知識	10:05~12:05	2 時間 00 分
	休 憩	12:05~12:50	45 分
	作業の方法に関する知識	12:50~14:20	1 時間 30 分
	休 息	14:20~14:25	5 分
	関係法令	14:25~16:25	2 時間 00 分
	休 息	16:25~16:35	10 分
	修了試験	16:35~17:35	1 時間 00 分

木材加工用機械作業主任者技能講習時間割

講習科目の受講の一部免除を受けられる者（2のIの該当者）

日 程	講 習 科 目	講習時間割	講習時間
1日目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 憩		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の保守、点検に関する知識		免 除
	休 息		
2日目	作業の方法に関する知識		免 除
	休 息		
	作業の方法に関する知識		免 除
	休 憩		
	作業の方法に関する知識		免 除
	休 息		
	関係法令	14:25～16:25	2時間00分
	休 息	16:25～16:35	10分
	修了試験	16:35～17:35	1時間00分

木材加工用機械作業主任者技能講習時間割

講習科目の受講の一部免除を受けられる者（2のⅡの該当者）

日 程	講 習 科 目	講習時間割	講習時間
1 日 目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 憩		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の保守、点検に関する知識	15:40～17:40	2 時間 00 分
	作業の方法に関する知識	8:30～10:00	1 時間 30 分
2 日 目	休 息	10:00～10:05	5 分
	作業の方法に関する知識	10:05～12:05	2 時間 00 分
	休 憩	12:05～12:50	45 分
	作業の方法に関する知識	12:50～14:20	1 時間 30 分
	休 息	14:20～14:25	5 分
	関係法令	14:25～16:25	2 時間 00 分
	休 息	16:25～16:35	10 分
	修了試験	16:35～17:35	1 時間 00 分

木材加工用機械作業主任者技能講習

「1日当たりの講習時間・時間割及び終了までに要する日程」

1日目(8時40分～17時40分)

・木材加工用機械、その安全装置の種類、構造及び機能に関する知識	8時40分～ 15時35分	6時間
・木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	15時40分～ 17時40分	2時間

2日目(8時30分～17時35分)

・木材加工用機械作業の方法に関する知識	8時30分～ 14時20分	5時間
・関係法令	14時25分～ 16時25分	2時間
・修了試験	16時35分～ 17時35分	1時間

(別紙)

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)拡大防止のため、以下に該当する者は当特別教育等の受講は認めませんので、ご注意願います。また、受講予定者であっても、受講当日、下記に該当するようになった場合には、受講は出来ませんので、予めご了承願います。なお、急遽、下記に該当し、受講できなくなった場合には、早急に当支部まで連絡願います。

- 1 医療機関で感染症と診断された者又は自己検査により陽性と判定された者
- 2 受講当日の朝、通常より高熱(37.5度以上)だったり、のどの痛み等体調不良の者

なお、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更された場合は、この対応が変更となる場合があります。

(様式1)

2.5 cm

木材加工用機械作業主任者技能講習 受講申込書

3.0 cm

ふりがな		性別	修了証番号
氏名		男女	※
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (い ズ れ か を ○ で 囲 む)			
併記を希望する 氏名又は通称			
生年月日	年 月 日	交付年月日	※ 年 月 日
現住所	〒 県 市郡 区・町・村 字 番地		
勤務先	所在地	〒	
	名称	TEL	
経験		証明	
木材加工用機械で、従事した機械を○で囲み、 通算経験年数を記入して下さい。		事業所の名称・代表者 氏名・印 (証明が2事業場の場合は2欄使用して下さい。)	
・かんな盤・面取盤・ルーター・万能昇降盤 ・丸鋸盤・帯鋸盤・送材車式帯鋸盤・その他			
年 月 から 年 月 まで (通算経験 年 カ月)		印	
・かんな盤・面取盤・ルーター・万能昇降盤 ・丸鋸盤・帯鋸盤・送材車式帯鋸盤・その他			
年 月 から 年 月 まで (通算経験 年 カ月)		印	

年 月 日

申込者氏名

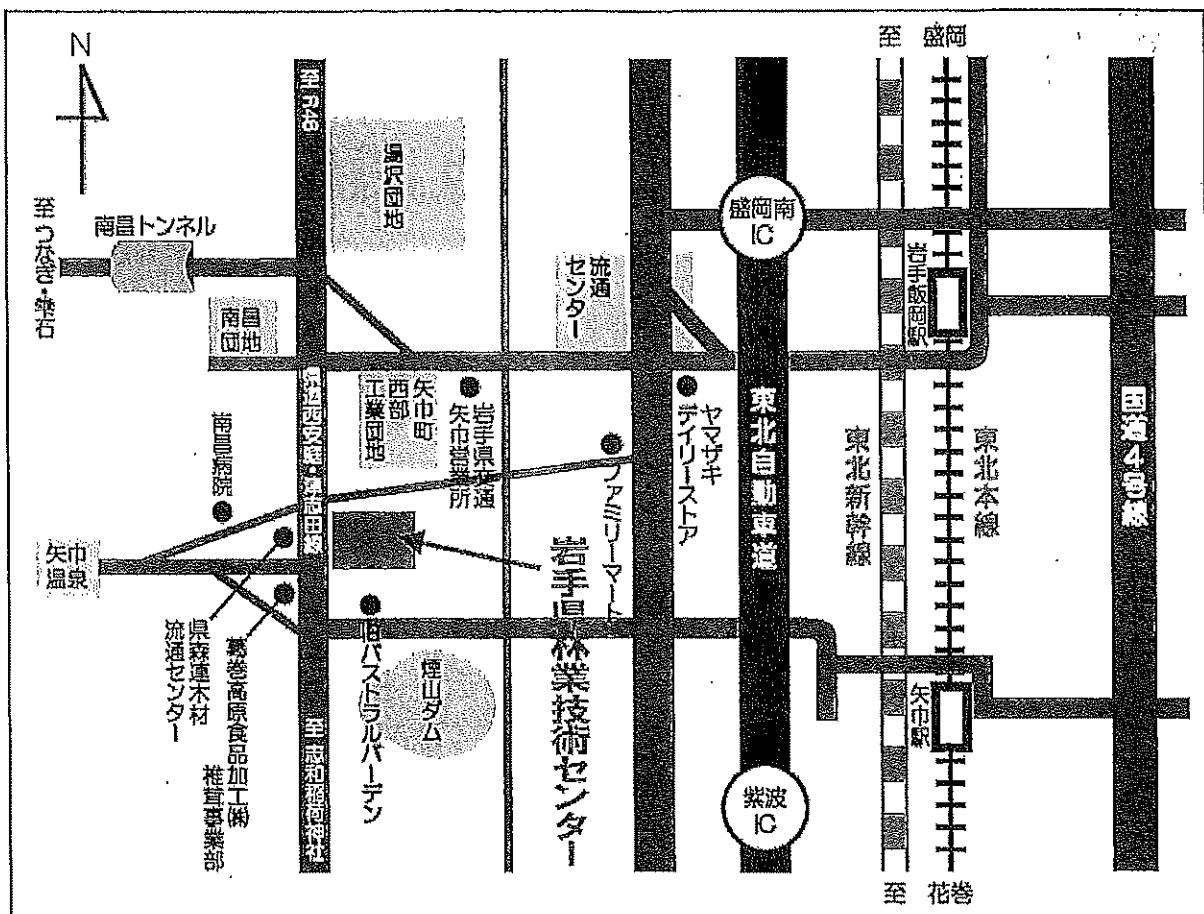
印

林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部長 殿

備考

- 1 技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面を添付すること。
- 2 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 3 ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

会場（岩手県林業技術センター）案内図



講習会場：岩手県林業技術センター(岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第3地割560番地11)

《《《《《《《《《注意》》》》》》》》》》

講習の主催は、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部（略称：林災防）です。

講習のお問い合わせ、申込み等は、林災防へ連絡をお願いします。

電話：019-624-2141

※会場の岩手県林業技術センターには、直接問い合わせ（電話、訪問等）はしないでください。